⑤　Aが400万円を超え5,000万円以下の場合（400万円＜A≦5,000万円）

50万円＋150万円について③に定める弁済率（５％）を乗じた金額＋200万円について④に定める弁済率（2.5％）を乗じた金額＋Aから400万円を控除した残額の1.5％を弁済する。

（計算式）Ｂ１＝50万円＋(150万円×５％)＋(200万円×2.5％)＋((Ａ－400万円)×1.5％)

⑥　Aが5,000万円を超え１億円以下の場合（5,000万円＜A≦１億円）

50万円＋150万円について③に定める弁済率（５％）を乗じた金額＋200万円について④に定める弁済率（2.5％）を乗じた金額＋4,600万円について⑤に定める弁済率（1.5％）を乗じた金額＋Aから5,000万円を控除した残額の0.25％を弁済する。

（計算式）Ｂ１＝50万円＋(150万円×５％)＋(200万円×2.5％)＋(4,600万円×1.5％)＋((Ａ－5,000万円)×0.25％)

⑦　Aが１億円を超える場合（１億円＜A）

50万円＋150万円について③に定める弁済率（５％）を乗じた金額＋200万円について④に定める弁済率（2.5％）を乗じた金額＋4,600万円について⑤に定める弁済率（1.5％）を乗じた金額＋5,000万円について⑥に定める弁済率（0.25％）を乗じた金額＋Aから１億円を控除した残額の0.05％を弁済する。

（計算式）Ｂ１＝50万円＋(150万円×５％)＋(200万円×2.5％)＋(4,600万円×1.5％)＋(5,000万円×0.25％)＋((Ａ－１億円)×0.05％)

ｲ　第２回弁済

更生会社が保有する現預金、資産の売得金または売掛金等の回収金から、共益債権の支払を含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用等（第１回弁済額を含む）を控除した額（Ｙ－Ｘ）を弁済原資として（ただし、当該弁済原資が残存している場合に限る）、第２回目の一般更生債権弁済日に次の算式に従い権利の変更を受け一括して弁済し、その余の残額について免除を受ける。但し、一般更生債権に対する第２回目の弁済がないときは、管財人は、一般更生債権者に対して第２回目の弁済がない旨の通知を発信するものとする。なお、以下の算式におけるＢ１は、Aが以下の各条件下にあるとした場合の第１回各弁済額を指すものとする。

①　更生手続開始決定日以後の利息・損害金

その全額の免除を受ける。

②　Aが50万円以下の場合（A≦50万円）

第１回弁済時に全額弁済済みであるため弁済しない。

（計算式）Ｂ２＝０

③　Aが50万円を超え200万円以下の場合（50万円＜A≦200万円）

50万円及びAから50万円を控除した残額の５％に変動比率のＰを乗じた額の和から第１回各弁済額（上記ア③にて算出されるＢ１）を控除した金額を弁済し、その余の残額について免除を受ける。

（計算式）Ｂ２＝[50万円＋{(Ａ－50万円)×５％×Ｐ}]－Ｂ１

④　Aが200万円を超え400万円以下の場合（200万円＜A≦400万円）

50万円及び150万円について上記イ③に定める弁済率（５％×変動比率Ｐ）を乗じた金額並びにAから200万円を控除した残額の2.5％に変動比率のＰを乗じた額の和から第１回各弁済額（上記ア④にて算出されるＢ１）を控除した金額を弁済し、その余の残額について免除を受ける。

（計算式）Ｂ２＝[50万円＋(150万円×５％×Ｐ)＋{(Ａ－200万円)×2.5％×Ｐ}]－Ｂ１

⑤　Aが400万円を超え5,000万円以下の場合（400万円＜A≦5,000万円）

50万円及び150万円について上記イ③に定める弁済率（５％×変動比率Ｐ）を乗じた金額、200万円について上記イ④に定める弁済率（2.5％×変動比率Ｐ）を乗じた金額並びにAから400万円を控除した残額の1.5％に変動比率のＰを乗じた額の和から第１回弁済額（上記ア⑤にて算出されるＢ１）を控除した金額を弁済し、その余の残額について免除を受ける。

（計算式）Ｂ２＝[50万円＋(150万円×５％×Ｐ)＋(200万円×2.5％×Ｐ)＋{(Ａ－400万円)×1.5％×Ｐ}]－Ｂ１

⑥　Aが5,000万円を超え１億円以下の場合（5,000万円＜A≦１億円）

50万円及び150万円について上記イ③に定める弁済率（５％×変動比率Ｐ）を乗じた金額、200万円について上記イ④に定める弁済率（2.5％×変動比率Ｐ）を乗じた金額、4,600万円について上記イ⑤に定める弁済率（1.5％×変動比率Ｐ）を乗じた金額並びにAから5,000万円を控除した残額の0.25％に変動比率のＰを乗じた額の和から第１回弁済額（上記ア⑥にて算出されるＢ１）を控除した金額を弁済し、その余の残額について免除を受ける。

（計算式）Ｂ２＝[50万円＋(150万円×５％×Ｐ)＋(200万円×2.5％×Ｐ)＋(4,600万円×1.5％×Ｐ)＋{(Ａ－5,000万円)×0.25％×Ｐ}]－Ｂ１

⑦　Aが１億円を超える場合（１億円＜A）

50万円及び150万円について上記イ③に定める弁済率（５％×変動比率Ｐ）を乗じた金額、200万円について上記イ④に定める弁済率（2.5％×変動比率Ｐ）を乗じた金額、4,600万円について上記イ⑤に定める弁済率（1.5％×変動比率Ｐ）を乗じた金額、5,000万円について上記イ⑥に定める弁済率（0.25％×変動比率Ｐ）を乗じた金額並びにAから１億円を控除した残額の0.05％に変動比率のＰを乗じた額の和から第１回弁済額（上記ア⑦にて算出されるＢ１）を控除した金額を弁済し、その余の残額について免除を受ける。

（計算式）Ｂ２＝[50万円＋(150万円×５％×Ｐ)＋(200万円×2.5％×Ｐ)＋(4,600万円×1.5％×Ｐ)＋(5,000万円×0.25％×Ｐ)＋{(Ａ－１億円)×0.05％×Ｐ}]－Ｂ１

⑵　条件付一般更生債権

①　別表７－４記載の条件付一般更生債権については、当該条件付一般更生債権の停止条件の成就または解除条件の不成就が確定するまでの間、本節に基づく権利の変更及び弁済を留保する。債権者は、停止条件の成就または解除条件の不成就が確定したときは、直ちにその旨を書面により管財人に通知しなければならない。

②　別表７－４記載の条件付一般更生債権について、当該条件付一般更生債権の停止条件の成就または解除条件の不成就により債権の発生及び債権額が確定したときは、その確定更生債権額について本節の定めを適用して権利の変更を行い、更生計画認可決定確定後３カ月を経過する日までに停止条件の成就または解除条件の不成就があったときは更生計画認可決定確定後６カ月以内に、更生計画認可決定確定後３カ月を経過する日以後に停止条件の成就または解除条件の不成就があったときはその成就または不成就の日から３カ月を経過する日までに、権利の変更後の弁済額を一般更生債権弁済日に支払う。

停止条件の成就または解除条件の不成就が更生計画認可決定確定後１年を経過する日までに確定しないときは、停止条件付一般更生債権についてはその全額につき免除を受け、解除条件付一般更生債権については解除条件が不成就となったものとみなして、前記に従い権利の変更及び弁済を行う。

３　実質売却代金が確定更生担保権額を下回った場合の処理

不動産に係る更生担保権額及び株式を目的とする質権に係る更生担保権において、当該不動産及び当該株式の実質売却代金が確定更生担保権額を下回り、その分、当該更生担保権者の確定一般更生債権額が増加することが確定した場合にも、既になされた第１回目の一般更生債権弁済日における当該更生担保権者以外の一般更生債権者への弁済額については、返還を求めず精算しないものとし、